

# 「子育て世帯臨時特例給付金」のご案内

消費税率引き上げの影響

等を踏まえ、子育て世帯に  
対して、臨時特例的な給付  
措置として、「子育て世帯臨  
時特例給付金」を支給します。  
給付金を受け取るには、  
平成27年5月31日時点で住  
民票のある市区町村への申  
請が必要となります。

また、平成26年度と平成  
27年度で、対象者や支給額  
等が異なりますので、ご注  
意ください。

## ■支給対象者

平成27年6月分の児童手  
当の受給者

※所得制限限度額以上のた  
め特例給付の受給者（手  
当額が対象児童1名につ  
き月額5,000円の受  
給者）は支給対象者にな  
りません。

※平成27年6月分の児童手当  
は児童手当現況届の提出が  
必要となります。児童手当  
現況届が未提出の場合には、  
この給付金を受給すること  
はできませんので、児童手  
当現況届を忘れずにご提出  
ください。

## ■対象児童

支給対象者の平成27年6  
月分の児童手当の対象とな  
る児童（中学生までの児童）  
※平成27年6月1日から給  
付金の支給決定までの間  
に亡くなられた児童は対  
象外となります。

## ■支給額

対象児童1人につき

3,000円

## ■下野市の申請期間

平成27年7月1日(水)

～平成28年1月4日(月)

※公務員の方も同じです。

## ■支給時期

支給は、10月以降のお振  
込みとなります。

※児童手当現況届及び子育て  
世帯臨時特例給付金の両方  
の提出確認及び審査をする  
必要があるため支給までに  
時間がかかります。

※審査の結果については通  
知書をお送りします。

## ■問い合わせ先

子ども福祉課

☎(52) 11114

### ＜申請先＞

平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村

※平成27年6月1日以降に下野市に転入した場合でも、申請先は平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村です。

### ＜下野市の申請期間＞

平成27年7月1日(水)～平成28年1月4日(月) ※当日消印有効

※申請期間は市区町村によって異なります。申請先が下野市以外の方は、各市区町村に確認してください。

### ＜申請方法＞

下野市で支給対象となる可能性のある方へは、申請書を7月1日以降に郵送にてお送りします。申請書が届き次第、申請期間内に申請してください。提出書類など申請に関する詳細は、申請書に同封の案内をご確認ください。

### ＜その他＞

- ・児童手当現況届の通知には、子育て世帯臨時特例給付金の申請書は同封されていません（別々の郵便にてお送りします）。
- ・児童手当の現況届とその添付書類が提出されていない場合、子育て世帯臨時特例給付金を申請しても給付金は支給されません。現況届とその添付書類を忘れずに提出してください。

## 公務員の方について

公務員の方へは、勤務先より申請書等を発行します。市役所からは通知が行きませんので、お忘れないうちにお手続きください。

公務員の方の申請は、平成27年7月1日より受付を開始します。

### ■申請に必要なもの

- ・勤務先より発行される申請書
- ※「公務員児童手当受給状況証明欄」に所属庁の証明を受けてください。所属庁の証明のない申請書は受付することはできません。
- ・振込先口座の通帳の写し
- ※下野市より平成26年度子育て世帯臨時特例給付金を受給し、平成27年度においても同じ口座を振込先に指定する場合には、通帳の写しは省略ができます。